

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社LHL
■取組方針掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Initiatives-20250630.pdf
■取組状況掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Report-20250630.pdf

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2		実施	方針6. 方針の浸透に向けた取組【考え方】【具体取組】(研修・教育)(理念・方針等の浸透)[P.5]	取組結果6. 方針の浸透に向けた取組[P.15]
	注	実施	方針1. お客様本位の業務運営【具体取組】[P.1～2] 方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 方針4. お客様の声を経営に活かす取組【考え方】【具体取組】[P.3～4] 方針5. 利益相反の適切な管理【考え方】【具体取組】[P.4]	取組結果1. お客様本位の業務運営[P.3～10] 取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12] 取組結果4. お客様の声を経営に活かす取組[P.13] 取組結果5. 利益相反の適切な管理[P.14]
原則 3		実施	方針5. 利益相反の適切な管理【考え方】【具体取組】[P.4]	取組結果5. 利益相反の適切な管理[P.14]
	注	実施	方針5. 利益相反の適切な管理【考え方】【具体取組】[P.4]	取組結果5. 利益相反の適切な管理[P.14]
原則 4		実施	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3]	取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
原則 5		実施	方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 方針5. 利益相反の適切な管理【考え方】【具体取組】[P.4]	取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12] 取組結果5. 利益相反の適切な管理[P.14]
	注1	実施	方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 方針5. 利益相反の適切な管理【考え方】【具体取組】[P.4]	取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12] 取組結果5. 利益相反の適切な管理[P.14]
	注2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由[P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由[P.16]
	注3	実施	方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3]	取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社LHL
■取組方針掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Initiatives-20250630.pdf
■取組状況掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Report-20250630.pdf

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則5	注4	実施	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3]	取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注5	実施	方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3]	取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
原則6		実施	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注1	実施	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	方針2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内【考え方】【具体取組】[P.2～3] 方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 取組結果2. Webサイト上での適切な保険関連情報等の提供を通じた保険相談先のご案内[P.11] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由[P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由[P.16]
	注3	実施	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【具体取組】[P.3] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注4	実施	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【考え方】【具体取組】[P.3] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注5	実施	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	方針6. 方針の浸透に向けた取組【考え方】【具体取組】(研修・教育)[P.5] 取組結果6. 方針の浸透に向けた取組[P.15]
	注6	実施	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【具体取組】[P.3] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
	注7	実施	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	方針3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案【具体取組】[P.3] 取組結果3. 保険募集代理店としての適切な保険商品のご提案[P.12]
原則7		実施	【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	方針6. 方針の浸透に向けた取組【考え方】【具体取組】(研修・教育)[P.5] 取組結果6. 方針の浸透に向けた取組[P.15]
	注	実施	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	方針6. 方針の浸透に向けた取組【考え方】【具体取組】(理念・方針等の浸透)[P.5] 取組結果6. 方針の浸透に向けた取組[P.15]

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社LHL
■取組方針掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Initiatives-20250630.pdf
■取組状況掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Report-20250630.pdf

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則 1		非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
補充原則 2		非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
	注 1	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
	注 2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.6]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
補充原則 3		非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.7]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
	注 1	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.7]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
	注 2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.7]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]
	注 3	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.7]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.16]

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社LHL
■取組方針掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Initiatives-20250630.pdf
■取組状況掲載ページのURL：	https://www.lhl.co.jp/document/FD-Report-20250630.pdf

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則4		非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.7]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
	注1	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
	注2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
	注3	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
補充原則5		非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
	注1	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]
	注2	非該当	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.8]	金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則(これらに付されている(注)含む)のなかで、「非該当」としている項目の理由 [P.17]

【照会先】	
部署	グループ管理統括部
連絡先	03-6896-1350